

## 奈良教育大学特別支援教育研究センターの相談事業 における利用状況と課題

著者	小枝 久美子, 大西 貴子, 式部 陽子, 根来 秀樹
雑誌名	奈良教育大学紀要. 人文・社会科学
巻	65
号	1
ページ	47-52
発行年	2016-11-30
その他のタイトル	The Current Tendency of Counseling and Consultation Service of Center for Special Needs Education in Nara University of Education
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10105/11033">http://hdl.handle.net/10105/11033</a>

## 奈良教育大学特別支援教育研究センターの 相談事業における利用状況と課題

小 枝 久美子 奈良教育大学特別支援教育研究センター  
大 西 貴 子 奈良教育大学学校教育講座  
式 部 陽 子 奈良教育大学特別支援教育研究センター  
根 來 秀 樹 奈良教育大学大学院(教職開発専攻) / 奈良教育大学特別支援教育研究センター

## The Current Tendency of Counseling and Consultation Service of Center for Special Needs Education in Nara University of Education

Kumiko KOEDA

*(Center for Special Needs Education, Nara University of Education)*

Takako ONISHI

*(Department of School Education, Nara University of Education)*

Yoko SHIKIBU

*(Center for Special Needs Education, Nara University of Education)*

Hideki NEGORO

*(School of Professional Development in Education, Center for Special Needs Education, Nara University of Education)*

### Abstract

Center for Special Needs Education in Nara University of Education provides counseling and consultation services for children with developmental disorders, their families, and teachers. We added up the number of cases from 2007 to 2015 and investigated a recent tendency. As a result, the total number of clients and the counseling number of times per one case both increased. Moreover approach style has been changing toward to taking enough time on every case in cooperation with other organizations. On the other hand, the service of consultation for teachers was not used so much. The present study showed that the role of Center had changed in accordance with clients' needs. Some of future tasks were discussed.

キーワード：特別支援教育，相談，発達障害

**Key Words : special needs education, counseling and  
consultation, developmental disorder**

### 1. はじめに

平成19年4月1日，学校教育法等の一部を改正する法律が施行され，従来の「特殊教育」は「特別支援教育」へと変わった。

文部科学省によると，特別支援教育<sup>(1)</sup>とは，障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善又は克服するため，適切な指導及び

必要な支援を行うものとされている。これによって，それまで特別な教育支援の対象となっていなかった学習障害(LD)，注意欠陥多動性障害(ADHD)，高機能広汎性発達障害(PDD)など，通常学級に在籍する軽度発達障害を持つ子どもたちへの支援も含まれるようになった。

奈良教育大学では，「特別支援教育高度実践モデルの開発・推進事業」を実施することとし，特別支援教育にかかわる教育研究の課題に対応して，有意な人材の育成と地域の特別支援教育への支援を充実し，教員養成大学

としての責任を果たすため、2007年に特別支援教育研究センターが設置された。設立目的は以下の3つに集約される。

1. 特別支援教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行う。
2. 特別支援教育を担う人材の養成に寄与する。
3. 地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育推進に貢献する

本センターの事業としては、松浦ら<sup>(2)</sup>がまとめたように公開講座、専門講座など、地域に向けての研修事業や個別に相談にのる相談事業、SST（ソーシャルスキルトレーニング）教室やペアレントトレーニング教室などのグループ支援活動での研究事業などがあり、これまでセンターとしては、地域連携・地域貢献するために、研修事業や研究事業に重点をおいてきた。しかし、近年は、相談事業の相談件数が年々増えてきたように感じられる。そこで、本稿では、開設から2015年度までの約9年間の当センターの利用状況をまとめ、今後の相談活動がどうあるべきかについて考察する。

## 2. 本センターにおける相談事業

相談事業は“発達相談”と“教育相談”の2つの部門で構成されている。発達相談は主に、保護者、児童・幼児・生徒本人を対象としており、相談1回あたり3000円の有料相談を行っている。附属学校園に所属している児童・幼児・生徒、その保護者は連携・協力を図るため無料で行っている。教育相談は、地域支援の一貫として、学校教員への相談・助言・指導を行うことを目的としている。奈良県内の教員を対象に、無料で行っている。

相談申し込み方法について、設立当初は電話のみであったが、2011年よりWEBでも受け付けている。相談対象は、5歳から18歳の対象児及び、その家族や教員である。スタッフは、専任センター長、学部兼任教員3名、特任教員2名、非常勤相談員3名（内、作業療法士1名、心理士2名）、事務員2名で構成されている。特任教員は原則週3日勤務であり、非常勤相談員は週1、2日の勤務のため、1日あたりの相談予約枠は限られている状況であったと言える。また、2007年度開設当初、特任教員は元教員2名であったが、2010年度には元教員と臨床心理士という体制になり、2013年度には、特任教員は2人とも臨床心理士という体制となった。

## 3. 本センターの利用状況

### 3.1. 検討対象

発達相談、教育相談ともに2007年6月から2016年3月までの約9年間に本センターに来所した相談者を検討

対象とした。

### 3.2. 発達相談について

相談対象児は368人であった。検討項目は、相談人数、相談延件数、継続回数、相談件数月別推移、対象児の来所時の学年、性別、来談経路、主訴、対応方法とした。主訴と対応方法に関しては複数選択ありとした。

#### 3.2.1. 年度別相談人数と相談件数

2007年から2015年度までの年度別の相談人数を図1に示した。また、年度別相談延件数を図2に示した。更に、年度毎に相談申し込み者の相談回数を分けその人数を図3に示した。

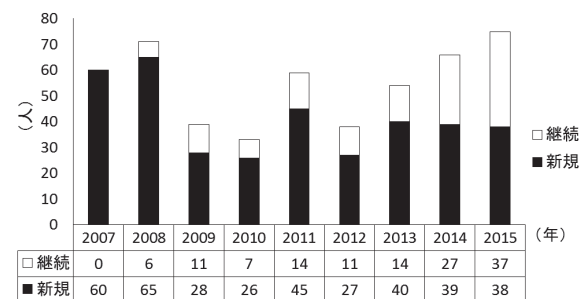


図1 年度別延相談人数

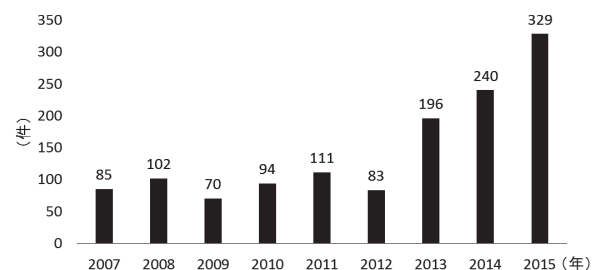


図2 年度別延相談件数

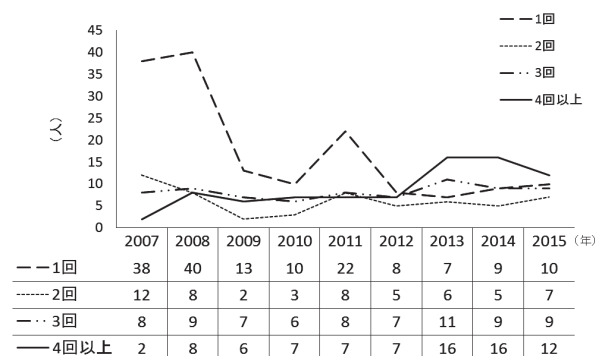


図3 各年度における継続相談回数別人数

新規相談人数は開設当初の2007、2008年度が最も多く、2009年度に一度減少したが、2011年度にやや増加した(図1)。2013年度以降、新規相談人数に大きな変化はないが、継続相談の人数は増加しており、年々延相談人数は増加傾向にある。その内、附属学校園からの利用は2007年度から2015年度までそれぞれ1人、0人、1人、2人、2人、2人、0人、2人、3人と少ない。附属の幼稚園・小学校・中学校には、発達障害の対応に精通したスクールカウンセラーが配置されているので、内部である程度支援されているのかもしれない。

図2の通り、延相談件数は、2007年度から2012年度は多少の増減はあるもののほぼ横ばいであったが、2013年度以降相談件数も増加傾向にある。

継続相談回数の変化について、2007年度から2011年度は1回で終わることが多かったが、2012年度以降は、年々継続相談が増加している(図3)。開設当初は、主に元教員の相談スタッフが豊富な経験に基づき、本人や保護者に助言指導を行うという形がとられていたため、単発相談で終わるケースが多かったものと思われる。2010年を境に、心理臨床の専門スタッフが配置され、より詳細な認知発達面の査定、家族への心理教育、本人や家族のメンタルヘルスを考慮に入れた継続面接を請け負うようになったことで、相談事業の形態が変化した。また最近では、不登校や家庭内暴力、学校での不適応など困難事例の紹介による来談も増加しており、長期に渡る継続的なフォローが必要となるケースも多い。これら複数の要因により、新規相談人数に大幅な変化はないものの、延人数および延件数が増加しているものと考えられる。

### 3.2.2. 相談件数月別推移

相談件数の月別推移を図4に示した。1年の推移を見ると、毎年3、4月に相談件数が増加している。次いで、年度によって違いはあるものの全体的に7、8、10、12月に相談が増加傾向にあることがわかる(図4)。3、4月は学年の変わり目や卒業入学に伴う進路相談が増加すること、7、8、12月は学校の長期休みの利用による増加が要因と推測される。また、10月には運動会や生活発表会などの学校行事があり、集団行動を求められる場面が多く学校不適応を呈しやすくなるのが要因として考えられる。

### 3.2.3. 相談対象児の内訳

対象児の男女比を図5に示した。また、初回時における対象児の学年の内訳を図6に示した。

対象児の男女比は男子の方が多かった(図5)。一般的に発達障害の比率も男子の方が多くと疫学的調査でも示されているため、今回の結果も妥当と言える。

対象児の学年は図6の通り、小学生が半分以上を占め

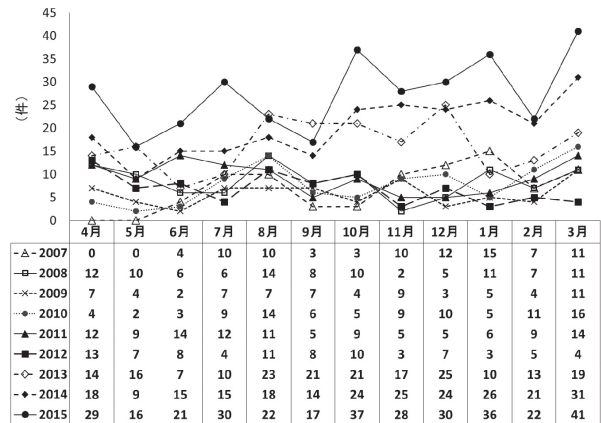


図4 相談件数月別推移

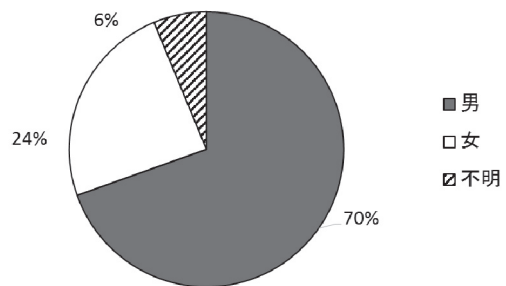


図5 対象児の男女比

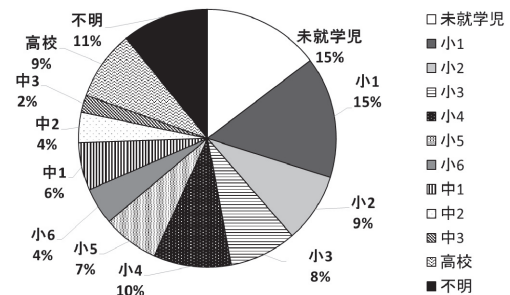


図6 対象児の学年内訳

ている。詳細に見ると、未就学児、小1の15%が最も多い。次いで、小4が10%、小2、高校が9%であった。

ADHDの子を持つ保護者を対象とした調査<sup>(3)</sup>によると、ADHDを疑い受診した年齢は5、6歳が最も多く、診断された年齢は平均6、7歳といわれている。今回の結果も同様と言える。特に小1は急激な環境の変化に伴い、学習や集団行動を求められる場面が増加する。それを踏まえると、小学校1年生というのは発達のアンバランスによる潜在的な問題が表面化しやすいと推測される。



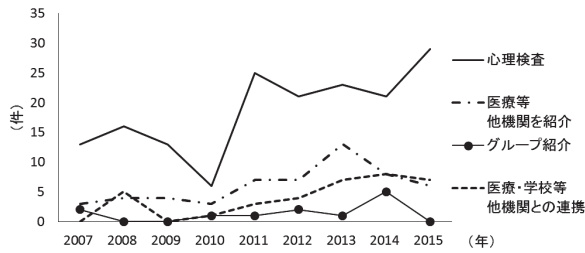


図9 年度別対応方法 (複数選択あり)

表2 対応方法区分

心理検査	知能検査, 発達検査, その他心理検査
医療等他機関を紹介	医療, 療育施設等, 他機関への紹介を行う
グループ紹介	個別相談から, 他事業のペアレントトレーニング, SST, 学習グループへの紹介
医療・学校等他機関との連携	医療や学校等他機関と連携して支援を行う, 訪問やコンサルテーションも含む

れる。またこれに伴って、1度の面接で終わる相談が減り、少なくとも3,4回の時間をかけてじっくり精査するというスタイルが定着してきたことで、1人あたりの相談回数も増加してきたものと思われる(図3)。

また、医療や学校等他機関との連携も増加傾向にあり、多方面から包括的に対象児、相談者の支援を行う方向性に変ってきていることがうかがえる。更に先に述べたとおり、困難事例が増加していることもあり、今後は関係諸機関とより密に連携しながら継続的に支援していく姿勢が必要になってくると考えられる。

### 3.3. 教育相談について

教育相談については、各年度の延相談回数を検討項目とした。開設から2015年度までの教育相談の延件数を図10に示した。

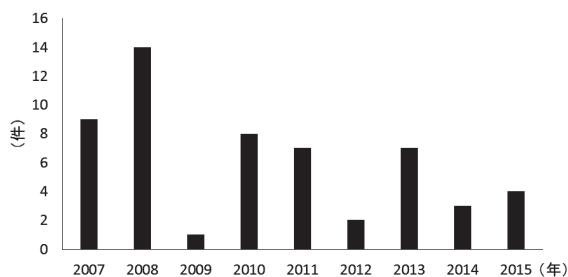


図10 年度別教育相談延件数

教育相談の相談回数は、当初から少ない上に減少傾向にあり、発達相談と比べて全体に利用が少ないことがわかる。これにはまず、積極的に広報せず教員や一般への認知度が低いことが理由として考えられる。また教職員が日常業務を抜けて相談に来所するための時間の確保や、職場の理解を得がたいといった現実的な制約の問題が考えられる。

さらに、平成19年の特別支援教育本格実施以降、県教育研究所、各市町の教育センター等、教員が地域で相談できる体制が整ってきたことも、本センターの教育相談減少に関与しているのではないかと考えられる。

## 4. 本センターの相談事業における課題

2007年度から2015年度までの当センターの利用状況をまとめ、今後の課題がいくつか浮き上がった。

発達相談においては、医療・学校等の外部機関との連携が増加していることから、今後も他機関と連携しながら対象児の支援を行うことが求められていると言える。教育相談については、地域の教育関係機関の状況を把握しながら、教育研究機関としての当センターの役割を再考していく必要があると考えられる。

また、同じ大学構内にある附属学校園からの相談利用が少なく、今後は附属学校園との連携ならびに相談利用や特別支援教育に関する研修等のあり方についても検討が必要である。

さらに当センターは教員養成大学内のセンターとして、特別支援教育に関心をもつ学生への臨床経験の提供および臨床指導を行うことができる可能性がある。平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、通常学級においても合理的配慮やインクルーシブ教育、ユニバーサルデザイン教育の視点をもった教員の養成は急務となっている。今後、教員養成大学として特別支援教育を特別なものでなく当たり前のこととして教員養成カリキュラムに組み込んでいく必要があると思われる。

主訴内訳をみると、最もニーズがあったのは行動上の問題であったが、次いで2番目に学習支援に関するニーズであった。学習についての主訴に対する現在の対応としては、発達検査を実施し、学校や家庭でどのように支援を行えばよいかという助言や提案が主である。必要であれば関連機関を紹介することもあるが、継続的に学習支援を行ってほしいという保護者の要望も多い。現在、個別に学習を見ているケースもあるが、多くの人数を見る体制は整っていない。今後、学習支援を行う体制のひとつとして、学習支援に興味のある学生の臨床経験の場の提供も兼ねた小集団での学習支援グループを作ることでも可能であろう。

## 5. おわりに

2016年4月に施行された障害者差別解消法において、公立学校における合理的配慮<sup>(4)</sup>が義務化された。そのため、これまで以上に、幼児児童生徒それぞれのニーズに合った配慮・支援を考えていく必要がある。そのためには、継続して保護者・学校・地域の関係機関と連携し、今後、本センターの役割を検討しつつ、地域の特別支援教育に関する理解啓発ならびに専門性の高い支援者養成に貢献することを目指し、専門性の高いスタッフによる相談体制および支援環境を整えていく必要がある。

## 引用文献

- (1) 文部科学省 特別支援教育について 2016.4. <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)>
- (2) 松浦 直己・岩坂 英巳・河合 淳伍・宮崎 瑠理子・植村 里香・武藤 葉子・玉村 公二彦・越野 和之・根來 秀樹 (2010). 特別支援教育研究センターの3年間の取り組み—地域に根ざした活動の実績と今後の課題— 教育実践総合センター研究紀要, 19, pp249-254.
- (3) もっと知っておきたい発達障害, サンケイリビング新聞社, 2016.4. <<http://enfant.living.jp/sp/1310adhd/>>
- (4) 文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 (第80回) 配付資料